平成３０年（フ）第６号
北海道石狩市花川南６条３丁目４番地
債務者　鈴木　貴久
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８号
札幌市白石区本郷通７丁目北６番８―201号
債務者　谷　　靜
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３号
札幌市中央区南11条西16丁目１番33号　コーポとべ203号
債務者　佐藤　祥子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６３号
札幌市厚別区厚別西２条３丁目１番19号
債務者　美勢　史子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０６号
群馬県前橋市若宮町３丁目21番16号
債務者　五十嵐　力
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３３０号
群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地48
債務者　田端　　修
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第８号
群馬県伊勢崎市豊城町2103番地１　豊城西住宅2188
債務者　泉田　勝大
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３号
相模原市南区南台５丁目16番11号
債務者　山田　貴哉
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第６号
相模原市中央区相模原８丁目10番16号　相和ハイツＡ103
債務者　尾崎　杏美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第６号
長野市稲里町下氷鉋1438番地１　セジュールひが野Ｃ107
債務者　小松　百恵
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４６号
京都市伏見区樽屋町992番地　佐々木マンション208号
債務者　邑上　輝康
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６４号
京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地23―302
債務者　竹原加代子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８１号
京都府長岡京市滝ノ町２丁目16番29号　クレール・コートＢ　101
債務者　山口　秀樹
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８２号
京都府長岡京市滝ノ町２丁目16番29号　クレール・コートＢ　101
債務者　山口　敏江（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２６号
京都市右京区太秦森ケ前町17番地12　サニーハウス　４Ａ
債務者　笠浪　利哉
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９７２号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番304―205号、前住所大阪府富田林市津々山台１丁目14番１―201号
債務者　土口　忠大
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係